

佐久穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、佐久穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長をもって充てる。

3 本部員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(下部組織)

第6条 本部長は、本部における検討を円滑にするため、下部組織を設けることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| | |
|-----|-----------------|
| 本部員 | 教育長 |
| 〃 | 総務課長 |
| | 総合政策課長 |
| | 住民税務課長 |
| | 健康福祉課長 |
| | 産業振興課長 |
| | 建設課長 |
| | 会計管理者 |
| | 老人保健施設事務長 |
| | 議会事務局長 |
| | 教育委員会 こども課長 |
| | 教育委員会 生涯学習課長 |
| | 千曲病院事務長 |